

令和7年度 ひょうごのキャリアフェア in ベトナム
運營業務企画提案募集要項

兵庫県では、国内外で人材獲得競争が激化する中、ベトナムでのプレイベント（令和6年度事業）開催による出展企業や現地大学、大学生との関係構築を踏まえ、国内に加えて海外でもキャリアフェアを開催することで、より多くのマッチング機会を創出することとし、海外現地で学び日本への就職を希望する外国人大学生等を対象としたキャリアフェアをベトナムで開催します。

また、マッチング機会を創出するとともに、県内企業のブランディング（企業認知度向上）を行うことで今後の海外人材獲得も見込んでいます。

実施にあたっては、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集します。

1 業務の内容

項 目	内 容
事業の趣旨	プレイベント（令和6年度事業）開催による出展企業や現地大学、大学生との関係構築を踏まえ、国内に加えて海外でもキャリアフェアを開催することでチャンネルを拡大し、より多くのマッチング機会を創出する。
業務内容	別紙「令和7年度ひょうごのキャリアフェア in ベトナム運營業務委託仕様書」のとおり
開催日程	令和7年9月～10月（予定）のうち、2日間
開催場所	ホーチミン市工科大学内
参加企業数（規模）	兵庫県に本社等を置く県内中小企業15社
参加者数（目標）	ベトナム現地の理工系学生等500名
委託期間	委託契約締結の日 ～ 令和8年3月31日

2 委託金額（上限）

17,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 応募要領

（1）応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有する法人であること。
- ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ④ 兵庫県における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を

受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。

- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- ⑨ 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・委託契約前から常時雇用者がいること。
- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。
- ・社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。
- ・その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

(2) 審査について

① 審査方法

県能力開発課を事務局とする審査会において、提出された企画提案書等の内容を評価し、審査員の評価点数が最も高い応募事業者を契約受託者として選定する。

② 審査基準

「事業の遂行能力」(業務執行体制、事業運営実績)

「事業広報体制」(周知方法の効果、広報媒体の妥当性)

「イベント実施運営体制」(開催時期・スケジュール、会場レイアウト、参加者の案内方法、ブース運営方法、人員体制)

「採用サポート体制」(採用予定者への日本語教育、入国サポート)
を中心に審査を行う。

なお、従来の実施手法にとらわれない柔軟な発想を期待する。

③ その他

- ・審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。
- ・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

(3) 提出様式等

- ① 企画提案申込書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2)
- ③ 事業実施に必要な許認可等を証する書類(提案内容による)
- ④ 県税(県内に事業所を有する事業者に限る)、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類(下記ア、イ)

※提出の日において発行から3か月以内のもの

※県の入札参加資格を有している場合は不要

ア 県税に滞納のない証明

「納税証明書(3)」(兵庫県内の県税事務所が発行)

※公益財団法人又は県内に事務所・事業所を有しない事業者で本県での課税実績がない場合は、納税証明書（３）の添付に代えて誓約書（別添様式）を提出すること。

イ 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

「納税証明書 その３の３」（本店所在地を所管する税務署が発行）

⑤ その他、県から個別に提出を求められた書類

（４）企画書等提出期限

令和７年５月１３日（火）１７：００ 必着（持参または郵送）

上記（３）で定められた様式を提出のこと（正本１部 副本６部）

持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く ９：００～１２：００ 及び １３：００～１７：００

（５）企画提案申込書等提出・連絡先

兵庫県産業労働部能力開発課

〒６５０－８５６７ 神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号

TEL ０７８－３６２－９１８３

FAX ０７８－３６２－３９５１

E-mail nouryokukaihatsuka@pref.hyogo.lg.jp

（６）契約条件

① 契約形態

委託契約とする。

② 契約限度額（消費税及び地方消費税含む）

１７，０００，０００ 円

③ 契約保証金

兵庫県財務規則第 １００ 条の規定により、契約金額の １００ 分の １０ 以上の金額とする。ただし、以下の場合は全部又は一部を免除する。

- ・ 保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合
- ・ 過去２年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

④ 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとする。

⑤ 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

⑥ 業務の適正な実施に関する事項

- ・ 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

- ・ 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。